御前崎市議会議長 渥美 昌裕 様

御前崎市議会政治倫理審査委員会 委員長 河原﨑 惠士

審查結果報告書

令和7年5月9日に議長から本審査会に付託された請求事案について、審査結果を 御前崎市議会議員政治倫理規程第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 審査の対象となる議員の氏名 高田和幸
- 2 審査請求年月日 令和7年4月30日

3 審査請求事案の内容

2月議会定例会最終日に上程された「髙田和幸議員に対する問責決議」の審議の際、地方自治法第117条の但し書きによる髙田和幸議員の発言の一部が、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1号、第5号、第6号、及び第7号の政治倫理基準に反する疑いがあるというもの。

また、令和7年3月25日、26日、31日、及び4月1日に髙田和幸議員が情報発信したブログの内容の一部が、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1号の政治倫理基準に反する疑いがあるというもの。

4 審査請求の理由

- (1) 「髙田和幸議員に対する問責決議」の審議の際における発言について
- ①「議会事務局から何のチェックも入らずに、原文を認めていただいている部分について、私に言われるような内容なのかというところもあります。議会事務局が事前チェックをして通過した内容についてお話ししましたので、この部分について、精神的な苦痛を与えたり、職場の健全な環境に悪影響を及ぼしたという点については、私ではなく議会事務局のチェックについて責任があると言えるのではないか」との発言について、そもそも、議会事務局には、議員の発言を検閲する権限はなく、発言の責

任はあくまで議員本人にあり、議員には発言の自由がある一方で、その表現方法には十分な配慮が求められる。髙田議員の発言は、職員に精神的な苦痛を与え、職場環境に悪影響を及ぼしたのは議会事務局の責任であるかのような発言は、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1号及び第5号、並びに第6号に違反する疑いがある。

- ②「嘘をつく組織については、市長にも、こういう事実がありましたよね、ということで確認させていただいています。証拠書類として、私の中には引継書も持っていました」という発言は、市役所が嘘をつく組織であると市長が認めているかのような発言で、聞いている者に誤解を与える表現である。また、髙田議員が職員間の引継書を証拠書類として持っていること自体、大きな問題である。市の内部文書を議員が職員から直接入手することは許されず、執行部への資料請求をする際には、議長を通じて市長に申し出る必要がある。このルールを無視して引継書を入手することは、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第5号に違反する疑いがある。
- ③また、引継書を入手する過程で、何らかの圧力やハラスメントの事実が確認されれば、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第7号に違反する可能性がある。
- ④「嘘をつく組織と一つの例として挙げさせてもらいましたが、実際には幾つも挙げることが出来ましたので、省略をして一つだけ挙げました」という発言は、根拠のない発言で市役所全体、職員全体を誹謗中傷するものであり、政治倫理規程第3条第6号に違反する疑いがある。
- ⑤「現職のある市の議会事務局長、政令指定都市の議会事務局に13年在籍していた職員、近隣市の議会事務局長経験者の3名に確認していただき、さらに御前崎市の職員にも4名に見ていただきました。また、県の職員にも全ての内容を確認していただきましたが、問題はなかったという話でした」という発言が、事実に基づかない発言である場合、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第6号に違反する疑いがある。
- (2) 髙田和幸議員のブログによる情報発信について
 - ①令和7年3月25日に「問責決議」、4月1日に「新被害想定」と題し、情報発信を行っているが、これらの内容は新聞紙面の写真を掲載したものであり、当該新聞社の許可を得ていなければ、著作権法に違反する可能性があり、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1号に違反する疑いがある。
 - ②令和7年3月26日に「訃報」、令和7年3月31日に「先輩の葬儀」と題して、他人の葬儀日程や祭壇の写真をブログに掲載したことは、政治倫理以前の問題であり、御遺族の許可を得ていなければ、プライバシーの侵害に該当するため、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1号に違反する疑いがある。

5. 審査会の設置

令和7年4月30日付けで、議員3名(植田浩之議員、櫻井 勝議員、二俣秀明議員)の連署をもって、髙田和幸議員を審査対象議員として、議長あてに御前崎市議会議員政治倫理規程第4条に基づく審査請求書が提出された。

渥美昌裕議長は、審査請求書の内容を確認し、審査請求が所定の要件を満たしていることから、直ちに御前崎市議会政治倫理審査委員会(以下、「審査会」という。)を設置し、令和7年5月9日に当該事案の審査を付託した。

審査会の委員は、次の9名である。

阿南澄男議員 阿形 昭議員 渥美昌裕議員 河原﨑惠士議員 小田芳久議員 村田明彦議員 石川貴広議員、川口知幸議員 福田伸次議員

6. 審査の経過等

審査会は、議長から付託された当該事案が御前崎市議会議員政治倫理規程第3 条に規定する政治倫理基準に違反するか否について、公平かつ慎重に審査を行っ た。

【第1回審查会】令和7年5月9日(金)全委員出席

冒頭、渥美議長から審査会設置の経緯について説明があり、その後、審査会の 委員長に河原﨑惠士議員、副委員長に阿南澄男議員が互選され、渥美議長から審 査会に審査事案が付託された。

その後、「会議の公開・非公開について」、「審査請求の内容について」、「今後の審査会日程(案)」について協議した。

また、次回の審査会に審査請求者を招致し、審査請求理由の説明を求めることを決定した。

【第2回審査会】令和7年5月19日(月)全委員出席

審査請求書者から審査請求理由の説明を受け、質疑応答の後、審査請求の適否 について協議し、当該事案は審査に適するものと決定した。

また、次回の審査会に髙田和幸議員を招致し、事情聴取するとともに弁明の機会を与えること、及び会議は非公開とすることを決定した。

【第3回審査会】令和7年5月27日(火)全委員出席

高田和幸議員への事情聴取後、同議員の弁明を聞いた。事情聴取では同議員から本事案に関連する関係人の言及があり、次回の審査会に関係人を招致し、事情聴取すること、及び会議は非公開とすることを決定した。

また、髙田和幸議員が発言した市職員4名の在否に関する調査、及び髙田和幸議員の発言の真偽を確認するための調査を実施することとした。

【第4回審查会】令和7年6月2日(月)全委員出席

前回の審査会で髙田和幸議員から言及があった関係人から事情聴取を行った。 前回の審査会で同議員が「嘘をつく組織」の事例として言及した関連部署の職員 及び新たに言及があった関係人、並びに審査対象議員である髙田和幸議員を次回 の審査会に招致し、事情聴取すること、及び会議は非公開とすることを決定した。

【第5回審查会】令和7年6月6日(金)全委員出席

髙田和幸議員及び新たに言及があった関係人、並びに関連部署の職員から事情 聴取を行った。次回の審査会において、同議員の一連の行動が政治倫理基準に違 反しているか否かを審査すること、及び会議は非公開とすることを決定した。

【第6回審査会】令和7年6月10日(火)全委員出席

審査対象議員及び関係者の事情聴取、並びに委員会の調査結果を踏まえ、全委員の意見をもとに協議した結果、本審査会は、今回の事案を政治倫理基準(御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1号、第5号及び第6号並びに第7号)に反するものと認定し、講ずるべき措置について決定した。

【第7回審査会】令和7年6月12日(木)全委員出席

審査結果報告書(案)の記載内容について確認した後、審査結果報告書を議 長へ提出することを決定し、審査を終了した。

7. 審査の結果

(1)審査請求の適否について

政治倫理基準に照らし合わせて協議した結果、本事案は、審査に適するものと決定した。

(2) 政治倫理基準に違反する事実の存否等について

①議会事務局に議員の発言を検閲する権限はなく、議員の発言の責任は、議員本人にあることは言うまでもない。職員に精神的苦痛を与え、職場の健全な環境に悪影響を及ぼした責任が議会事務局職員にあるかのような髙田和幸議員の発言は、市民の代表者として、その品位を損なうものであり、議会事務局職員の公正な職務の遂行を妨げるとともに同職員を誹謗中傷する発言と判断し、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1号・第5号・第6号に違反するものと認定した。

②市役所が嘘をつく組織であると市長が認めているかのような誤解を招く発言や市の内部文書である「引継書」を職員から直接入手という議会のルールを無視した行動は、市職員の公正な職務の遂行を妨げるものであり、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第5号に違反すると認定した。

- ③引継書を入手する過程における髙田和幸議員の言動をハラスメントと判断し、 御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第7号に違反するものと認定した。
- ④「嘘をつく組織と一つの例として挙げさせてもらいましたが、実際には幾つも挙げることが出来ましたので、省略をして一つだけ挙げました」という発言は、自身の誤った解釈に基づく発言によって市役所全体、職員全体を誹謗中傷したと判断し、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第6号に違反するものと認定した。
- ⑤「現職のある市の議会事務局長、政令指定都市の議会事務局に 13 年在籍していた職員、近隣市の議会事務局長経験者の3名に確認していただき、さらに御前崎市の職員にも4名に見ていただきました。また、県の職員にも全ての内容を確認していただきましたが、問題はなかったという話でした」という発言については、髙田和幸議員の事情聴取において氏名の言及がなく、本委員会による調査でも該当する市職員の存在は確認できなかったため、髙田和幸議員の発言は、事実に基づかない発言であると判断し、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第6号に違反するものと認定した。

(2) 髙田和幸議員のブログによる情報発信について

- ①令和7年3月25日及び4月1日のブログに掲載した新聞紙面の写真は、当該新聞社の許可を得ずに掲載したものであり、後日、削除したとはいえ著作権法に抵触するものであることが確認できたため、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1号に違反するものと認定した。
- ②令和7年3月26日及び令和7年3月31日のブログに他人の葬儀日程や祭壇の写真を掲載したことは、政治倫理以前の問題であり、たとえ遺族の許可を得ていたとしても、市民の代表者として、その品位を損なうような行動と言わざるを得ないため、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1号に違反するものと認定した。

付 帯 意 見

御前崎市議会政治倫理審査委員会は、審査結果報告書を議長へ提出するにあたり、次のとおり意見を付す。

1. 対象議員へ講ずるべき措置の内容

今回の事案は、髙田和幸議員個人の信頼失墜だけでなく、御前崎市議会並びに 御前崎市職員に対する市民の信頼を大きく揺るがす結果となった。

よって、本委員会は、髙田和幸議員に対し「本会議場における議長からの口頭注意、及び本人による謝罪文の朗読」の措置を講ずるよう求める。

なお、高田和幸議員には、このような事態を招いた責任を重く受け止めていただき、今後は、政治倫理基準を遵守するとともに、議員としての使命達成に努めるよう強く求める。

2. 今後の審査委員会のあり方について

今回の事案は、対象議員及び関係人への事情聴取、並びに関係資料の請求、その他必要な調査を実施しても尚、事実を確認することが困難な事案であり、本委員会としても審査結果報告書の作成に苦慮した。今回の審査を踏まえ、以下の事項について検討されるよう求める。

- (1) 御前崎市議会議員政治倫理規程第8条第4項に規定されている学識経験者 等からの意見聴取に関する要項の策定について
- (2) 第三者委員会の設置に関する要綱の策定について